

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書を締結

平成25年1月16日に倶知安町を含む後志管内16市町村（泊発電所周辺泊村等4町村を除く）は、北海道及び北海道電力株式会社と泊発電所周辺における地域住民の健康を守り、生活環境保全を図ることを目的とした安全確認等に関する協定書（覚書を含む）を締結しました。

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書の概要については、次の通りです。

1. 連絡会の設置

- ・北電株は、北海道および市町村に対し発電所の運営等に関する情報を提供するとともに、北海道、市町村および北電株は相互に意見を申し述べる機会を確保するため、連絡会を設置する。
- ・連絡会は、年1回開催するものとし、その他必要に応じ、北海道、市町村および北電株が協議の上、開催することができる。

2. 環境放射線の測定

- ・市町村における環境放射線の状況を把握するため、別途作成する測定計画に基づき、測定を実施する。

3. 平常時における報告

- ・発電所の運転管理に関する事項、原子炉施設の定期検査又は点検に関する事項を北電株は市町村に対して報告する。

4. 異常時における連絡

- ・北電株は、原子力災害に至らない原子炉施設の故障・トラブルが発生したときは、市町村に対し、直ちに連絡し、速やかに文書をもって報告する。

5. 立入調査の同行

- ・北海道が発電所の立入調査を行う際には、北海道はあらかじめ市町村に通知し、希望する市町村の職員を同行させることができる。

6. 損害の賠償

- ・北電株は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、誠意を持って補償する。

今後も、皆さまの健康と安全を守るため安全対策の強化と情報提供に努めます。